

令和2年度富士河口湖町子育て応援臨時給付金

富士河口湖町では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅等での育児及び見守りを余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和し、少しでも安心して生活が営めるように、臨時的な措置として子育て応援臨時給付金を支給させていただきます。

○給付対象者及び給付金額○

- ・令和2年4月27日現在、町の住民基本台帳に記録されている0歳～中学3年生までの方で、かつ、給付日において住所を有している方です。
- ・給付対象者1人につき、3万円です。

○給付までの流れ○

- ・給付対象者のいる世帯の世帯主に対して届出書を送付させていただきます。届出書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。

(1) 指定口座振込方式

- ・同封の届出書により、指定していただいた口座に振り込みます。

(2) 窓口現金受領方式

- ・やむを得ず、町の窓口において現金を受領する方法です。なお、新型コロナウイルスの影響を考慮し、できる限り口座振込をご利用下さい。また現金でのお受け取りは、7月1日以降を予定しております。受領の際は、身分証明書の提示をお願いします。

***提出期限（令和2年6月30日）までに届出のない方は、支給を辞退されたものとみなしますので、ご了承ください。なお、給付金の支給を辞退される方は、届出書の提出は必要ありません。**



お問い合わせ先

富士河口湖町政策企画課
政策調整係

T E L 0555-72-1129